

## 川崎市工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の減額変更の取扱いについて

川崎市工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド）の規定の運用につきましては、平成20年6月26日付けですすでにお知らせしているところですが、このたび、国土交通省において、減額変更の取り扱いについても対応することと決定したことから、本市においても、次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### 単品スライド条項運用基準

単品スライド条項とは、川崎市工事請負契約約款第26条第5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となった時、発注者又は請負者が請負金額の変更を請求できるものです。

- 1 施行日                               : 平成21年3月6日（金）  
  ただし、工期の末日が平成21年4月1日以降で平成21年5月5日以前である工事については、平成21年4月8日まで可能とします。
  
- 2 対象工事                             : 施行日において、施工中又は施行日以降に契約する工事において、工期末が平成21年4月1日以降の工事で対象材料の価格が請負金額の1%を超えて変動（減額）している工事

\*なお、詳細な内容につきましては、「入札情報かわさき」等に掲載します。

連絡先  
病院局総務部経理課  
電話 044-210-2172